

○福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成二十五年三月二十九日

福島県規則第四十三号

福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(従業者に関する基準)

第三条 条例第三条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 生活相談員 入所者の数が百又はその端数を増すごとに一以上
- 三 介護職員又は看護職員 次に掲げる基準を満たすものであること。
 - ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法（従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を指定介護老人福祉施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること。
 - イ 看護職員の数 次に掲げる基準を満たすものであること。
 - (1) 入所者の数が三十を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で一以上
 - (2) 入所者の数が三十を超えて五十を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で二以上
 - (3) 入所者の数が五十を超えて百三十を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で三以上

(4) 入所者の数が百三十を超える指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で三に、入所者の数が百三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

四 栄養士又は管理栄養士 一以上

五 機能訓練指導員 一以上

六 介護支援専門員 一以上（入所者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4 条例第三条第一項第二号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。

5 条例第三条第一項第三号の看護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 条例第三条第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

7 条例第三条第一項第五号の機能訓練指導員は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

8 条例第三条第一項第六号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

9 条例第三条第一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設（条例第二十四条に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。）の本体施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第百三十一条第四項に規定する本体施設をいう。以下同じ。）である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

10 指定介護老人福祉施設（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第二項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員

が三十人の指定介護老人福祉施設に限る。以下この条において同じ。)に福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十号。次項において「指定居宅サービス等基準条例」という。)第四百四十七条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十二号)第二百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下この項及び次項において「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

11 指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準条例第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号)第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

12 指定介護老人福祉施設に指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービス基準第一百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(平三〇規則二一・令三規則二四・令六規則二九・一部改正)

(設備の基準)

第四条 条例第四条第一項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、

当該各号に定めるとおりとする。

一 居室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、四人以下とすることができること。

イ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

ウ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 静養室 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

三 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

四 洗面設備 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 要介護者が使用するのに適したものとすること。

五 便所 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。

六 医務室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第二項に規定する診療所とすること。

イ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

七 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

イ 必要な備品を備えること。

八 廊下 廊下の幅は一・八メートル以上（両側に居室その他入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下（以下「中廊下」という。）にあっては、二・七メートル以上）とすること。

2 条例第四条第一項各号に掲げる設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(電磁的方法)

第五条 条例第五条第二項の規則で定める方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

- 一 電子情報処理組織(指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法のうち次のいずれかに該当する方法
 - ア 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第五条第一項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
 - 二 電磁的記録媒体(条例第五十四条に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに条例第五条第一項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

(令六規則二九・一部改正)

(費用)

第六条 条例第十二条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
- 二 居住に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を

限度とする。)

三 基準省令第九条第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 基準省令第九条第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第九条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第十二条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げる費用とする。

(ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準)

第七条 条例第四十四条第一項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 ユニット アからエまでに掲げる設備の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準を満たすものであること。

ア 居室 次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(3) 一の居室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室 次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニッ

トの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 居室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所 次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 居室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。

二 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

三 医務室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすること。

イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

四 廊下 廊下の幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。

2 条例第四十四条第一項第二号から第五号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

（ユニット型指定介護老人福祉施設の費用）

第八条 条例第四十五条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型

指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

三 基準省令第四十一条第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 基準省令第四十一条第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第四十一条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第四十五条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げる費用とする。

(職員配置)

第九条 条例第五十一条第二項の規則で定める職員配置は、次に掲げるものとする。

一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(準用)

第十条 第五条の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設に準用する。この場合において、同条第一項中「条例第五条第二項」とあるのは「条例第五十三条において準用する条例第五条第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第五条第一項」とあるのは「条例第五十三条において準用する条例第五条第一項」と読み替えるものとする。

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設（この規則の施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。）に係る第四条第一項第一号アの規定の適用については、第四条第一項第一号ア中「一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、四人以下とすることができる。」とあるのは、「四人以下とすること。」とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成十二年四月一日前から引き続き存する特別養護老人ホーム（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第二十条の規定による改正前の老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。次項及び附則第五項において同じ。）の建物（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同月二日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。次項及び第五項において同じ。）に係る第四条第一項第一号アの規定の適用については、同号ア中「一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、四人以下とすることができる。」とあるのは「原則として四人以下とすること。」と、同号イ中「十・六五平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、四・九五平方メートル」とする。
- 4 平成十二年四月一日前から存する特別養護老人ホームであって、同年三月三十一日において児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（昭和六十二年厚生省令第十二号）附則第四条第二項（同令第四条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）第二十条の規定に係る部分に限る。）の規定の適用を受けていたものに係る前項の規定の適用については、同項中「原則として四人以下とすること。」とあるのは、「八人以下とすること。」とする。
- 5 平成十二年四月一日前から存する特別養護老人ホームの建物については、第四条第一項第七号ア（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）の規定は、当分の間、適用しない。
- 6 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなお効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第八項において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床

又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第四条第一項第七号アの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

（平三〇規則二一・一部改正）

7 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第四条第一項第七号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

二 食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

（平三〇規則二一・一部改正）

8 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他

の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第四条第一項第八号及び第七条第一項第四号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、一・二メートル以上（中廊下にあつては、一・六メートル以上）とする。

（平三〇規則二一・一部改正）

- 9 平成十五年四月一日前から引き続き法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設であつて、条例第五章に規定する基準を満たすものに係る第七条第一項第一号イ(2)の規定の適用については、同号イ(2)中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。
- 10 当分の間、第六条第一項第一号中「食費の基準費用額（同条第四項）」とあるのは「食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者（介護保険法施行法第十三条第五項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。）にあつては、同項第一号に規定する食費の特定基準費用額）（法第五十一条の三第四項）」と、「食費の負担限度額」とあるのは「食費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額）」と、第六条第一項第二号及び第八条第一項第二号中「居住費の基準費用額（同条第四項）」とあるのは「居住費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあつては、介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定基準費用額）（法第五十一条の三第四項）」と、「居住費の負担限度額」とあるのは「居住費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額）」と、第八条第一項第一号中「食費の基準費用額（同条第四項）」とあるのは「食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあつては、介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定基準費用額）（法第五十一条の三第四項）」と、「食費の負担限度額」とあるのは「食費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額）」とする。

附 則（平成三〇年規則第二一号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第二四号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(ユニットの定員に係る経過措置)

- 2 この規則の施行の日以降、当分の間、改正後の福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第七条第一項第一号ア(2)の規定に基づき入居定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、改正後の規則第三条第一項第三号ア及び第九条の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 3 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、改正前の福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第七条第一項第一号ア(3)（二）の規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

附 則（令和六年規則第二九号）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。